

株 主 各 位

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 高 田 成 人

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月21日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
豊洲 I H I ビル低層棟3階研修室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第104期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第104期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |

4. 書面またはインターネット等による議決権行使の要領

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（36頁から37頁に記載）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。）。
 3. 法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meisei.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
 4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meisei.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月 1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善によって緩やかに拡大し、個人消費にも回復の兆しが見られるなど総じて堅調に推移しました。一方、世界に目を向けると、米国新政権の政策動向や英国のEU離脱問題、新興国経済の減速懸念、朝鮮半島情勢を巡る地政学的リスクの高まりなど、世界景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、平成28年度をスタート年度とし平成30年度を最終年度とする「2016中期事業計画」を策定し、「収益基盤の確保、そして成長に向けての再挑戦」の3年間と位置付けて、本計画実現のための諸施策を実施してきました。「収益基盤の確保」については、お客様ニーズの重視、拠点国を軸足にしたグローバル化の加速、繰返し生産型受注への注力、プロジェクトマネジメントの強化を図り、「成長事業への注力」については、ラジオゾンデ iMS-100 や超高密度気象観測システム POTEKA の営業活動の強化、地震防災の競争力維持と安定収益の確保、小型衛星市場への進出とロケットアビオニクス事業の拡大、蓄積された独自の宇宙技術の活用による新製品の事業化等を進めてきました。

しかしながら、当社の主力事業であります気象防災事業は、官公庁向け更新需要の端境期にあることに加え、「POTEKA」や「iMS-100」等の新たなサービス・製品の販売が伸び悩み、さらに従来からの地震計・震度計等の防災関連機器、IHI連携による水管理事業などについても、競争環境の激化などにより成果を達成するまでには至りませんでした。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比995百万円（11.8％）減少し、7,458百万円となりました。

また、営業利益は、受注、売上減少にともなう利益減や宇宙防衛事業の開発案件および火山観測関連工事等でのコスト増などにより前期に比べ358百万円減少し△247百万円となり、経常利益は前期に比べ359百万円減少し△245百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は営業利益の減少に加え、一部繰延税金資産の取崩による税金費用の増加を織り込んだことにより566百万円減少し△394百万円となっております。

事業部門別状況は次のとおりです。

なお、当社は事業の内容を2つのセグメントに分けております。

当連結会計年度のセグメント別の売上高および営業利益は次のとおりです。

	売上高 (百万円)			営業利益又は営業損失(△) (百万円)		
	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減	前連結会計 年度	当連結会計 年度	増減
気象防災事業	5,579	4,667	△912	△126	△420	△293
宇宙防衛事業	2,874	2,791	△83	239	167	△71
調整額(注)	—	—	—	△0	5	6
合計	8,454	7,458	△995	111	△247	△358

(注) 営業利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、予算と実績の調整差額であります。

① 気象防災事業

■ 主要な事業内容

ラジオゾンデ、POTEKA (超高密度気象観測システム)、緊急地震速報対応Qキャスト、地上気象観測装置、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、山地災害予知施設、火山観測装置、放流警報装置、水晶水位計、計測震度計、3DLR (踏切障害物検出装置) 等

気象防災部門の売上高は、前期に比べて高層気象や航空管制は増加したものの、地上気象や防災、水管理、3DLRといった分野の減少が大きく、912百万円減少して4,667百万円となりました。売上高全体に占める割合は63%となっております。売上の主なものは、火山観測関連機器工事、集合型GPS高層気象観測装置(ARS)、九州管内R放送所自家発起動装置、千歳RAPCON通信制御装置などです。営業利益は、売上減少の影響に加えて、火山観測関連の受注前リスクの検討不足やARS関連のソフト不具合による原価悪化、既設地震計等の不具合対応によるクレーム関係費用の増加などで前期に比べ293百万円悪化の420百万円の損失となりました。

② 宇宙防衛事業

■主要な事業内容

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

宇宙防衛部門の売上高は、前期に比べて83百万円減少して2,791百万円となり売上高全体に占める割合は37%となりました。売上の主なものは、2波長赤外線センサ駆動回路宇宙化開発、国際宇宙ステーション搭載型ハイパー・マルチスペクトル用ミッションデータプロセッサ（H I S U I MDP）、木星氷衛星探査機器ガニメデレーザ高度計の開発（J U I C E G A L A）、小型月着陸実証機搭載分光カメラ（S L I M）などであります。営業利益は、リスク検討不足による見積漏れや不具合の発生、さらには業務進行の遅れで、一部新規開発物件で原価悪化を招くこととなりました。結果、前期に比べて71百万円減少し、167百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1億7千3百万円(前期5億2千7百万円)で前期比67.2%減少いたしました。また、対売上高比率は2.3%であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達の一環として金融機関数社と一定の借越枠を設定した当座借越契約を締結しております。また、I H I グループの連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金の効率化を図ることを目的として、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）に加盟しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 (第101期)	平成26年度 (第102期)	平成27年度 (第103期)	平成28年度 (第104期)
売 上 高	7,652 ^{百万円}	7,450 ^{百万円}	8,454 ^{百万円}	7,458 ^{百万円}
経常利益又は経常損失(△)	155 ^{百万円}	256 ^{百万円}	114 ^{百万円}	△245 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	△77 ^{百万円}	217 ^{百万円}	172 ^{百万円}	△394 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	円 銭 △0 58	円 銭 1 64	円 銭 1 30	円 銭 △2 97
総 資 産	10,313 ^{百万円}	10,676 ^{百万円}	11,282 ^{百万円}	10,621 ^{百万円}
純 資 産	5,741 ^{百万円}	5,857 ^{百万円}	5,901 ^{百万円}	5,366 ^{百万円}
1株当たり 純 資 産	円 銭 43 24	円 銭 44 12	円 銭 44 45	円 銭 40 42

(9) 対処すべき課題

「収益基盤の確保、そして成長に向けての再挑戦」を旨とする「2016中期事業計画」について、その基本方針が変わるところはありません。しかしながら、初年度の進捗は当連結会計年度における業績悪化により大きく後退するところとなりました。その最大要因は、受注の大幅未達と受注案件のリスク検討不足や責任範囲外作業の引受けによる損益悪化にあります。このため、基本方針を踏まえながらも「成長への戦略的取組み」と「事業基盤の安定化」を追加施策とし、事業構造改革と利益率改善を強力に推進します。具体的には「機器販売からソリューション販売への転換」、「国内民間市場と海外優位市場への注力」、「原価悪化の撲滅」、「確実な利益を出すための体質強化」を進めていきます。

2016中期事業計画では、平成30年度の目標として、売上高 100億円、営業利益率 7%を掲げました。今後は営業利益率7%を最優先指標とし、この達成に向けて邁進してまいります。

【機器販売からソリューション販売への転換】

気象防災事業分野において、単体機器の売切りビジネスから、長期の情報提供サービス、お客様の便益に根ざしたソリューション、製品のライフサイクルに即した長期保守契約などビジネスの多様化を推進します。

【国内民間市場と海外優位市場への注力】

未開拓の国内のお客様に対してローラー提案活動を展開し、既存の気象防災製品の拡販を行います。また、海外に対しては、実績を活かしたラジオゾン

デや自動放球装置の展開を加速、その販売ルートを活かした地震防災機器の拡販を図ります。さらに放射線計測装置についても積極的な海外展開を目指します。

【原価悪化の撲滅】

受注前リスク審査による良質な受注の確保、契約スキルの強化によるリスク発現回避、プロジェクト・マネジメントの強化による進捗管理の徹底を図ります。

【確実な利益を出すための体質強化】

大型更新需要の端境期でも確実に利益を確保できるよう、固定費を削減し、損益分岐点の大幅な改善を図ります。

(ご参考) 2016 中期事業計画の基本方針

【収益基盤の確保】

① 安定的な受注獲得

[お客様ニーズの重視]

お客様の事業運営に対して“真の有用情報”“経済的価値”を提供し、お客様ニーズを重視した営業活動を展開します。

[拠点国を軸足にしたグローバル化の加速]

各国で営業活動を推進し、世界にME I S E Iブランドを浸透させ、海外受注を拡大します。

② 収益性の向上

[量産・繰返し生産型事業への注力]

リスクの高い“個別開発受注”と、安定性ある“量産・繰返し生産”のバランスをとり量産・繰返し生産型事業へ注力して収益性の向上を図ります。

[プロジェクトマネジメントの強化]

プロジェクトマネジメントを強化して、“リスク”に柔軟に対応し、QCDを厳守し収益を確保できる体質を確立します。

【成長事業への注力】

① 高層気象 (世界対応ラジオゾンデ iMS-100)

運用メリットを訴求したトータルシステム提案で世界展開を図ります。

② 地上気象 (気象情報サービス POTEKA)

国内外の防災、民間の気象情報活用ニーズをとらえ、ソリューション事業を展開します。

③ 地震防災

活発化する地震・火山の災害リスクに備え、地震計測のリーディング企業として人々の安全・安心に貢献するため、中央官庁・自治体などに新商品を提供し、これをベースに民間・海外市場へも事業展開します。

④ 小型衛星システム・衛星搭載機器

国際的競争力を有する小型衛星システムの開発を推進し、宇宙観測ミッションのインテグレータを目指します。

⑤ 宇宙技術などを活用した新製品

宇宙分野などで蓄積された技術を活用して、オンリーワンの観測・計測機器を開発し事業化を図ります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社 I H I	1,071 億円	51.21 %	産業機械、車両用過給機、物流システム、発電用ボイラ、各種プラント、航空機用エンジン、宇宙開発機器などのエンジニアリングおよび製造・販売

(注) 親会社である株式会社 I H I との取引条件を決定するにあたり、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定していることから、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明星マネジメントサービス株式会社	20 百万円	100 %	サービス業務の請負、人材派遣

(11) 主要拠点等（平成29年3月31日現在）

〔本店・工場〕 群馬県伊勢崎市長沼町2223番地

〔東京事業所〕 東京都江東区豊洲三丁目1番1号

〔支店〕

北海道支店	北海道札幌市中央区
東北支店	宮城県仙台市青葉区
関東支店	東京都江東区
関西支店	大阪府大阪市中央区
中四国支店	広島県広島市中区
九州支店	福岡県福岡市中央区

〔営業所〕 中部営業所 愛知県名古屋市中村区

〔出張所〕 沖縄出張所 沖縄県中頭郡西原町

(12) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

企業集団の従業員数

従業員数		前連結会計年度末比増減
男性	326名	15名増
女性	63名	3名増
合計	389名	18名増

(注) 顧問、非常勤嘱託、出向者、パートタイマーは上記に含んでおりません。

(13) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社 東和銀行	95

2. 会社の株式に関する事項

当期末現在の株式の状況は次のとおりであります。

- (1) 発行可能株式総数 235,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 132,796,338株（自己株式50,514株を含む。）
- (3) 当期末株主数
株主数 7,526名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	株式持株比率
株式会社 I H I	67,720,000 株	51.01 %
日本電気株式会社	2,634,772	1.98
荒井 忍	2,553,000	1.92
MSIP CLIENT SECURITIES	2,086,250	1.57
丸栄ハウジング株式会社	1,050,000	0.79
KKエステート株式会社	800,000	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	735,000	0.55
有限会社 荒井経済研究所	714,000	0.53
山田 紘一郎	710,000	0.53
川路 耕一	599,000	0.45

(注) 株式持株比率は、自己株式（50,514株）を控除して計算しております。
株式持株比率は、小数点第3位以下を切捨てして記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
高田 成人	代表取締役社長 兼最高経営執行責任者	
柴田 耕志	取締役兼執行役員 (気象防災事業本部長 兼気象・管制事業部長)	
羽根 木武	取締役兼執行役員 (財務部長)	
橋田 英夫	取締役	株式会社IHI 高度情報マネジメント統括本部管理部長
加藤 格	取締役	株式会社インソース 監査役
山下 守	取締役	株式会社インソース 監査役
中川 精二	取締役	
谷田 貝勉	常勤監査役	
磯本 聡一	監査役	株式会社IHI 経営企画部市場調査グループ主幹
入澤 武久	監査役	弁護士（入澤法律事務所） 栄研化学株式会社社外取締役
中村 明弘	監査役	

1. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
退任取締役（平成28年6月23日退任）
石井 潔
寺島 光彦
橋本 英人
退任監査役（平成28年6月23日辞任）
並木 繁和
新任取締役（平成28年6月23日就任）
高田 成人
橋田 英夫
加藤 格
中川 精二
新任監査役（平成28年6月23日就任）
磯本 聡一

2. 取締役のうち、山下守氏および中川精二氏は社外取締役であります。

3. 取締役山下守氏および中川精二氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 監査役のうち、入澤武久氏および中村明弘氏は社外監査役であります。

5. 監査役中村明弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 監査役のうち入澤武久氏および中村明弘氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役（常勤監査役を除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	72百万円 (6百万円)	年額200百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18百万円 (7百万円)	年額 36百万円
計	11名	90百万円	年額236百万円

上記には、平成28年6月23日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況

社外取締役 山下 守

同氏は株式会社インソースの社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役 中川 精二

当期における主な活動状況といたしましては、就任後に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 入澤 武久

同氏は栄研化学株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回中17回出席、監査役会14回中12回に出席しました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 中村 明弘

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回中17回出席、監査役会14回中13回に出席しました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、妥当性や適切性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の監査人であります新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付で金融庁より平成28年1月1日から同年3月31日までの3ヶ月間の「契約の新規の締結に関する業務の停止」及び「業務改善命令」の処分を受けました。「業務命令」に関しては、平成28年1月29日に業務改善計画が金融庁に提出され、受理されました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(7) その他の事項

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(2)に記載する以外にありません。また、会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算書類の監査をしている事実はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

第1章 目的

①目的

本基本方針は、会社法が規定する（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、ならびに当該株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章 取締役・従業員に関する内部統制システム

①取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

・規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

・コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

・活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

②情報の保存および保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。

③リスク管理に関する体制

取締役は、当社グループそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。

④職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、每期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章 企業集団における内部統制システム

①企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、各種規程を整備し、当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定め、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

①監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の指示の実効性の確保に留意する。

②監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。

③監査役への報告に関する事項

取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

- ① 取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の営業実績等の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス委員会を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス推進体制を見直しました。また、eラーニング等により教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
- ④ リスク管理委員会を2回開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理および低減に努めました。

- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、その為市場環境の変化に耐え得る強靱な経営基盤の確立と財政基盤の強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

なお、当社は、平成23年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役会決議に基づく剰余金の配当等を可能とする定款変更を行っています。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承たまわれますようお願い申し上げます。引き続き業績の回復に全力をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

(注) 本事業報告における金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	<u>6,726,166</u>	流動負債	<u>3,168,604</u>
現金及び預金	151,183	買掛金	1,521,492
受取手形及び売掛金	5,197,398	短期借入金	816,515
製品	137,319	リース債務	16,312
仕掛品	487,125	未払金	130,653
原材料及び貯蔵品	512,082	未払法人税等	24,376
前渡金	12,472	未払消費税等	184,526
繰延税金資産	186,983	前受金	28,576
その他	42,365	製品保証引当金	109,542
貸倒引当金	△764	賞与引当金	170,718
		受注損失引当金	73,622
		その他	92,268
固定資産	<u>3,895,813</u>	固定負債	<u>2,087,198</u>
有形固定資産	(3,688,819)	リース債務	38,746
建物及び構築物	318,276	退職給付に係る負債	1,301,040
機械装置及び運搬具	322,449	環境対策引当金	15,400
土地	2,546,772	再評価に係る繰延税金負債	732,011
リース資産	52,671		
建設仮勘定	99,390	負債合計	5,255,803
その他	349,258		
無形固定資産	(33,472)	(純資産の部)	
リース資産	2,829	株主資本	<u>3,672,789</u>
その他	30,642	資本金	2,996,530
投資その他の資産	(173,521)	利益剰余金	681,849
投資有価証券	107,038	自己株式	△5,590
長期貸付金	76	その他の包括利益累計額	<u>1,693,385</u>
退職給付に係る資産	20,661	土地再評価差額金	1,671,177
繰延税金資産	11,897	退職給付に係る調整累計額	22,208
その他	52,717		
貸倒引当金	△18,870	純資産合計	5,366,175
資産合計	10,621,979	負債・純資産合計	10,621,979

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		7,458,734
売 上 原 価		6,332,255
売 上 総 利 益		1,126,479
販売費及び一般管理費		1,373,490
営 業 損 失		△247,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,531	
受 取 賃 貸 料	16,108	
為 替 差 益	4,102	
そ の 他	6,479	28,222
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,940	
株 式 管 理 費 用	9,720	
支 払 手 数 料	3,688	
そ の 他	8,042	26,391
経 常 損 失		△245,180
特 別 損 失		
減 損 損 失	703	703
税金等調整前当期純損失		△245,884
法人税、住民税及び事業税		13,627
法 人 税 等 調 整 額		134,757
法 人 税 等 合 計		148,385
当 期 純 損 失		△394,269
親会社株主に帰属する当期純損失		△394,269

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資本金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	1,208,382	△5,047	4,199,866
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△132,751		△132,751
親会社株主に帰属する当期純損失		△394,269		△394,269
自己株式の取得			△543	△543
土地再評価差額金の取崩		488		488
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	△526,532	△543	△527,076
当 期 末 残 高	2,996,530	681,849	△5,590	3,672,789

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,668,782	32,489	1,701,271	5,901,137
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△132,751
親会社株主に帰属する当期純損失				△394,269
自己株式の取得				△543
土地再評価差額金の取崩	△488		△488	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,883	△10,280	△7,396	△7,396
当 期 変 動 額 合 計	2,395	△10,280	△7,885	△534,961
当 期 末 残 高	1,671,177	22,208	1,693,385	5,366,175

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	6,693,454	流動負債	3,172,900
現金及び預金	107,066	買掛金	1,526,291
受取手形	53,925	短期借入金	816,515
売掛金	5,143,473	リース債務	16,312
製品	137,319	未払金	143,077
原材料	506,928	未払費用	73,541
仕掛品	487,125	未払法人税等	20,768
貯蔵品	5,154	未払消費税等	183,230
前渡金	12,472	前受金	28,576
前払費用	32,628	預り金	14,484
繰延税金資産	186,983	製品保証引当金	109,542
未収入金	15,696	受注損失引当金	73,622
その他	5,446	賞与引当金	164,735
貸倒引当金	△764	その他	2,200
固定資産	3,921,138	固定負債	2,112,375
有形固定資産	(3,688,819)	リース債務	38,746
建物	309,362	退職給付引当金	1,326,217
構築物	8,913	環境対策引当金	15,400
機械及び装置	322,449	再評価に係る繰延税金負債	732,011
車両運搬具	0		
工具・器具及び備品	349,258		
土地	2,546,772		
リース資産	52,671		
建設仮勘定	99,390		
無形固定資産	(33,325)	負債合計	5,285,275
ソフトウェア	29,119	(純資産の部)	
リース資産	2,829	株主資本	3,658,140
その他	1,376	資本金	2,996,530
投資その他の資産	(198,994)	利益剰余金	667,201
投資有価証券	107,038	利益準備金	213,827
関係会社株式	20,000	その他利益剰余金	453,373
長期貸付金	76	繰越利益剰余金	453,373
前払年金費用	16,645	自己株式	△5,590
長期前払費用	4,878	評価・換算差額等	1,671,177
繰延税金資産	21,624	土地再評価差額金	1,671,177
その他	47,600		
貸倒引当金	△18,870		
資産合計	10,614,593	純資産合計	5,329,318
		負債・純資産合計	10,614,593

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	7,458,734
売 上 原 価	6,351,764
売 上 総 利 益	1,106,970
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,354,263
営 業 損 失	△247,292
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,531
受 取 賃 貸 料	16,288
為 替 差 益	4,102
そ の 他	6,257
	28,179
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,940
支 払 手 数 料	3,688
売 上 債 権 売 却 損	233
株 式 管 理 費 用	9,720
固 定 資 産 売 却 損	675
そ の 他	7,132
	26,391
経 常 損 失	△245,504
特 別 損 失	
減 損 損 失	703
	703
税 引 前 当 期 純 損 失	△246,207
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,417
法 人 税 等 調 整 額	134,757
法 人 税 等 合 計	148,175
当 期 純 損 失	△394,383

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,996,530	200,552	993,295	1,193,847	△5,047	4,185,331
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		13,275	△146,026	△132,751		△132,751
当 期 純 損 失			△394,383	△394,383		△394,383
自 己 株 式 の 取 得					△543	△543
土地再評価差額金の取崩			488	488		488
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						-
当 期 変 動 額 合 計	-	13,275	△539,921	△526,646	△543	△527,190
当 期 末 残 高	2,996,530	213,827	453,373	667,201	△5,590	3,658,140

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,668,782	1,668,782	5,854,113
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△132,751
当 期 純 損 失			△394,383
自 己 株 式 の 取 得			△543
土地再評価差額金の取崩	△488	△488	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,883	2,883	2,883
当 期 変 動 額 合 計	2,395	2,395	△524,795
当 期 末 残 高	1,671,177	1,671,177	5,329,318

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

明星電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 秀 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

明星電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 秀之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田島 一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

明星電気株式会社 監査役会

常勤監査役	谷	田	貝	勉	印
監査役	磯	本	聡	一	印
社外監査役	入	澤	武	久	印
社外監査役	中	村	明	弘	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役（高田成人、柴田耕志、羽根木武、橘田英夫、加藤格、山下守、川精二）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たか た なる と 高田成人 (昭和30年 1月15日生)	昭和52年 4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI) 入社 平成19年 4月 同 情報システム部長 平成20年 4月 同 執行役員 調達管理本部副本部長 平成22年 4月 同 執行役員 ものづくり改革推進副本部長 平成24年 4月 同 常務執行役員 調達管理本部長 平成25年 4月 同 常務執行役員 調達企画本部長 平成28年 4月 当社社長補佐 平成28年 6月 同 代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者 (現任)	32,000株
2	しば た こう じ 志 柴田耕志 (昭和35年 2月21日生)	昭和62年 4月 当社入社 平成15年 4月 同 技術本部特機技術部長 平成17年 7月 同 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 平成18年 6月 同 執行役員 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 平成18年10月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 平成19年 8月 同 執行役員 技術開発本部副本部長 兼 SEグループ長 兼 営業本部副本部長 平成21年 6月 同 取締役 兼 技術開発本部長 平成25年 4月 同 取締役 執行役員 技術本部長 平成26年 4月 同 取締役 執行役員 気象防災事業本部副本部長 兼 気象・管制事業部長 平成28年 4月 同 取締役 執行役員 気象防災事業本部長 兼 気象・管制事業部長 平成29年 4月 同 取締役 執行役員 気象防災事業部長 (現任)	75,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式数
3	きつ だ ひで お 橘 田 英 夫 (昭和33年 7月27日生)	昭和56年 4月 日産自動車株式会社入社 平成12年 7月 石川島播磨重工業株式会社(現 株式会社IHI I)入社 株式会社アイ・エイチ・アイ・エア ロススペース(現 株式会社IHIエアロスペース) 出向 平成16年 7月 同 防衛技術部防衛装備室長 平成19年 4月 同 防衛技術部長 平成24年 4月 同 営業部長 平成25年 6月 同 取締役 営業部長 平成26年 7月 同 取締役 平成28年 4月 当社 社長補佐 平成28年 6月 同 取締役(現任)	32,000株
※ 4	さい とう たかし 齋 藤 隆 (昭和37年 10月14日生)	昭和60年 4月 当社入社 平成15年 4月 同 営業本部環境計測営業部長 平成17年 7月 同 環境計測事業統括部長 平成18年 6月 同 執行役員 営業本部副本部長 兼 環境計測事 業統括部長 平成22年 6月 同 取締役 営業本部長 平成26年 4月 株式会社IHI 営業本部関西支社副支社長 平成29年 4月 当社 理事 営業統括部長 兼 気象防災事業部副 事業部長(現任)	48,000株
5	か とう ただし 加 藤 格 (昭和43年 12月15日生)	平成 3年 4月 石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社IHI)入社 平成21年 4月 同 契約法務部 プロジェクト審査グループ 主 幹 平成23年 4月 株式会社IHI エスキューブ 通信ネットワー ク 副事業部長 平成26年 4月 株式会社IHI ICT企画グループ担当部長 平成28年 4月 同 高度情報マネジメント統括本部管理部長 (現任) 平成28年 6月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社IHI 高度情報マネジメント統括本部管理部長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	やま した まる 山下 守 (昭和23年 2月14日生)	昭和48年 4月 日本電気株式会社入社 平成12年 7月 同 第一ソリューション営業事業本部第三官庁システム事業部長 平成16年 4月 同 航空宇宙・防衛事業本部長 平成17年 4月 同 執行役員兼航空宇宙・防衛事業本部長 平成19年 6月 日本アビオニクス株式会社取締役 平成20年 4月 日本電気株式会社執行役員常務 平成21年 4月 日本アビオニクス株式会社取締役執行役員常務 平成22年 6月 同 代表取締役執行役員社長 平成27年 6月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社インソース 監査役	—
7	なか がわ せい じ 中川 精二 (昭和24年 4月13日生)	昭和47年 4月 富士通株式会社入社 平成15年 6月 同 特機システム本部長 平成18年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 平成19年 6月 同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 兼 富士通特機システム株式会社 代表取締役社長 平成28年 6月 当社 取締役 (現任)	—

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 加藤格氏は、株式会社IHIにおいて高度情報マネジメント統括本部管理部長を務めており、同社は当社と取引関係があります。
- (2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者の当社の親会社等における地位および担当
- (1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社(当社を除く。)の業務執行者であるときの地位および担当
- 加藤格氏は、当社の親会社である株式会社IHIにおいて高度情報マネジメント統括本部管理部長を務めております。
- (2) 過去5年間に親会社又は当社の親会社の子会社(当社を除く。)の業務執行者であったときの地位および担当
- ① 高田成人氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社IHIにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
- ② 橘田英夫氏の過去5年間での当社の親会社の子会社である株式会社IHIエアロスペースにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
- ③ 加藤格氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社IHIにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

4. 取締役との責任限定契約について
当社と加藤格氏、山下守氏および中川精二氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。加藤格氏、山下守氏および中川精二氏が選任された場合は、当社は引き続き同各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 山下守氏および中川精二氏は社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ・ 山下守氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は日本電気株式会社において執行役員を、日本アビオニクス株式会社で代表取締役執行役員社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
 - ・ 中川精二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社において経営執行役員を、富士通特機システム株式会社で代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数
 - ・ 山下守氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年間であります。
 - ・ 中川精二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。
 - (3) 独立役員に関する事項
当社は、山下守氏および中川精二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 谷田貝勉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
さか まき のぶ ゆき 坂 卷 伸 幸 (昭和35年 1月26日生)	昭和60年 4月 当社入社 平成17年11月 同 総務人事部シニアエキスパート 兼 人事課長 平成18年 4月 同 人事部長 平成18年10月 同 総務人事部 シニアエキスパート 平成22年 7月 同 営業本部 シニアエキスパート 平成25年 4月 同 総務人事部長 平成29年 4月 同 社長補佐 (現任)	13,669株

- (注) 1. 坂卷伸幸氏は新任の監査役候補者であります。
 2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 監査役候補者の所有する当社の株式数は、明星電気従業員持株会における持ち分を含めた実質持株数を記載しております。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されているパスワードおよび議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) WebブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver. 7～9	Adobe® Reader® Ver. 9
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8～11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows、Windows Vista、およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe および Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- (3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (5) スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引のある証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

会場ご案内図

- 会 場 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
豊洲IHIビル低層棟3階研修室
- 電 話 03-6204-8250（当日会場の問合せ先）
0270-32-1111（前日までの問合せ先）
- 最寄駅 地下鉄有楽町線 豊洲駅 1c 出口より徒歩5分
ゆりかもめ 豊洲駅 北口より徒歩7分
- バス停 都営バス 東京駅八重洲口から都営バス東15または
東16に乗車 I H I 前 下車すぐ

